

町田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

町田市道路占用料徴収条例（昭和５０年４月町田市条例第１８号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後				改正前			
(占用料の還付)				(占用料の還付)			
第7条 既納の占用料は還付しない。ただし、次の各号の <u>いずれかに</u> 該当する場合は、全部または一部を還付することができる。				第7条 既納の占用料は還付しない。ただし、次の各号の <u>一に</u> 該当する場合は、全部または一部を還付することができる。			
(1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を <u>取り消した</u> とき。				(1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を <u>取消した</u> とき。			
(2) ・ (3) 略				(2) ・ (3) 略			
別表 (第2条関係)				別表 (第2条関係)			
道路占用料金表				道路占用料金表			
占用物件		単位	占用料 (円)	占用物件		単位	占用料 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1, 620</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>1, 490</u>
	第2種電柱		<u>2, 480</u>		第2種電柱		<u>2, 280</u>
	第3種電柱		<u>3, 350</u>		第3種電柱		<u>3, 080</u>
	第1種電話柱		<u>1, 440</u>		第1種電話柱		<u>1, 320</u>
	第2種電話柱		<u>2, 310</u>		第2種電話柱		<u>2, 140</u>
	第3種電話柱		<u>3, 180</u>		第3種電話柱		<u>2, 910</u>
	その他の柱類		<u>140</u>		その他の柱類		<u>130</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>14</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>13</u>
	略		略		略		略
	路上に設ける		<u>1, 410</u>		路上に設ける		<u>1, 300</u>

	変圧器	き 1 年	
	地下に設ける 変圧器	占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	<u>8 6 0</u>
	変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1 個につ き 1 年	<u>2, 8 9 0</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	<u>1 1, 5 0 0</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	<u>2, 8 9 0</u>
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未 満のもの	長さ 1 メ ートルに つき 1 年	<u>6 0</u>
	外径が 0. 0 7 メートル以 上 0. 1 メー トル未満のも		<u>8 6</u>

	変圧器	き 1 年	
	地下に設ける 変圧器	占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	<u>7 9 0</u>
	変圧塔その他 これに類する もの及び公衆 電話所	1 個につ き 1 年	<u>2, 6 1 0</u>
	広告塔	表示面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	<u>8, 8 0 0</u>
	その他のもの	占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	<u>2, 6 5 0</u>
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未 満のもの	長さ 1 メ ートルに つき 1 年	<u>5 5</u>
	外径が 0. 0 7 メートル以 上 0. 1 メー トル未満のも		<u>7 9</u>

		の			の		
		外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メー トル未満のも の	<u>1 3 0</u>		外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メー トル未満のも の	<u>1 2 0</u>	
		外径が 0. 1 5 メートル以 上 0. 2 メー トル未満のも の	<u>1 7 0</u>		外径が 0. 1 5 メートル以 上 0. 2 メー トル未満のも の	<u>1 5 0</u>	
		外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メート ル未満のもの	<u>2 6 0</u>		外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メート ル未満のもの	<u>2 3 0</u>	
		外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メート ル未満のもの	<u>3 4 0</u>		外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メート ル未満のもの	<u>3 1 0</u>	
		外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メート ル未満のもの	<u>6 0 0</u>		外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メート ル未満のもの	<u>5 5 0</u>	
		外径が 0. 7	<u>8 6 0</u>		外径が 0. 7	<u>7 9 0</u>	

	メートル以上 1メートル未 満のもの		
	外径が1メー トル以上のも の		<u>1, 7 3 0</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>2, 8 9 0</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1, 4 4 0</u>
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	略	占用面積	略
	上空に設ける通路	1平方メ ートルに	<u>5, 7 7 0</u>
	地下に設ける通路	つき1年	<u>3, 4 6 0</u>
	その他のもの		<u>3, 0 9 0</u>
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日等の際し、 一時的に設けるもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1日	<u>1 1 0</u>
	商品置場その他これに	占用面積	<u>1 1, 5 0 0</u>

	メートル以上 1メートル未 満のもの		
	外径が1メー トル以上のも の		<u>1, 5 9 0</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>2, 6 1 0</u>
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	<u>1, 4 0 0</u>
法第32条 第1項第5 号に掲げる 施設	略	占用面積	略
	上空に設ける通路	1平方メ ートルに	<u>4, 9 5 0</u>
	地下に設ける通路	つき1年	<u>2, 9 7 0</u>
	その他のもの		<u>2, 6 1 0</u>
法第32条 第1項第6 号に掲げる 施設	祭礼、縁日等の際し、 一時的に設けるもの	占用面積 1平方メ ートルに つき1日	<u>8 8</u>
	商品置場その他これに	占用面積	<u>8, 8 0 0</u>

	類するもの		1平方メートルにつき1年	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積 1平方メートルにつき1年	<u>11,500</u>
	標識		1本につき1年	<u>2,310</u>
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積 1平方メートル又は1本につき1日	<u>110</u>
		その他のもの	占用面積 1平方メートル又は1本につき1年	<u>11,500</u>
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	<u>115,400</u>
		その他のもの		<u>57,700</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積	<u>2,890</u>

	類するもの		1 平方メ ートルに つき1年	
道路法施行 令(昭和27 年政令第4 79号。以下 「令」とい う。)第7条 第1号に掲 げる物件	看板（アーチ式である ものを除く。）		表示面積 1 平方メ ートルに つき1年	<u>8, 8 0 0</u>
	標識		1 本につ き1年	<u>2, 1 4 0</u>
	旗ざ お及 び幕	祭礼、縁日等 に際し、一時 的に設けるも の	占用面積 1 平方メ ートル又 は1 本に つき1日	<u>8 8</u>
		その他のもの	占用面積 1 平方メ ートル又 は1 本に つき1年	<u>8, 8 0 0</u>
	アー チ式 工作 物	車道を横断す るもの	1 基につ き1年	<u>8 8, 0 0 0</u>
		その他のもの		<u>4 4, 0 0 0</u>
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積	<u>2, 6 1 0</u>

	1 平方メートルにつき 1 年	
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料の置場	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>11, 500</u>
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる仮設収容施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>2, 890</u>
略	略	略

備考 略

	1 平方メートルにつき 1 年	
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料の置場	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>8, 800</u>
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる仮設収容施設	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	<u>2, 650</u>
略	略	略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る占用料について適用し、同日前の期間に係る占用料については、なお従前の例による。